

乗務割交番作成規程

〇〇委員会などの各種発表会に「サービス労働」で割いている時間も「在宅休養時間」です。



適切な「休養」は確保できていますか？

A 「在宅休養時間って何？なんだか難しく聞こえるけど。」

B 「退勤して翌日が休みの場合、次の出勤まで最低40時間の休養を確保しましょうという規程のこと。」

A 「助役から特休と公休入れ替えていいか？って聞かれたことあるけど？」

B 「公休日の前の日の勤務終了は18時以前、翌日の出勤時間は8時半以降を標準としているからその絡みかな？それだと翌日、早い出勤の勤務に乗せることができるよ。」

A 「年休を入れてってというのは？」

B 「年休だと在宅休養時間の縛りが無いから前後にどんな勤務も可能になるよ。」

学んでみましょー

乗務員の勤務は就業規則のほか、乗務割交番作成規定に準じて作成されています。この規定の中で、1勤務の労働時間の上限は16時間とすること、深夜勤務の制限、行先地での時間、在宅休養時間などが定められています。

在宅休養時間」とは1勤務が終了して次の勤務に就くまでの時間のことです。公休日又は特別休日がある場合、退勤時刻から次の勤務の出勤時刻まで最低40時間の休養時間を確保することを定めています。また、公休日前日の勤務は18時以前に終了すること、公休日の翌日の勤務は8時半以降に開始することを標準としています。

我が国では今年の4月には働き方改革の中で、勤務間インターバル制度が努力義務化されました。この制度は、長時間労働を是正し、健康障害の最大の要因の一つである睡眠不足を改善するための施策です。皆さんは十分な休養を取れていますか？無理なサービス労働をして、在宅休養時間が実質的に短くなっているというのではないのでしょうか？

第五条「在宅休養時間」



第 125号
2019年 9月15日
発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号
ニッコーハイツ1003号
JR 092-2075
NTT092-483-1515